

「米代川流域国有林の森林計画に関する 住民懇談会」の開催（参加者募集）

【内 容】 国有林の森林計画の策定に先立ち主要計画事項等を説明したうえで、地域の皆様のご意見・ご要望を把握させていただきます。

【日 時】 令和3年11月17日（水）
午後1時30分～

【会 場】 北秋田市交流センター
（北秋田市材木町2番2号）

【募集期限】 令和3年10月14日（木）

【お問い合わせ先】 米代西部森林管理署

☎54-5511

担当：福司・古倉

令和3年度

藤里町芸術鑑賞会中止

11月に実施を予定しておりました芸術鑑賞会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、参加者及び関係者の皆さまの健康と安全の確保が最優先と捉え、本年度の開催を中止とさせていただきます。

2年続けての中止となり、楽しみにされていた方々には大変残念なお知らせとなりますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 藤里町教育委員会

☎79-1327

もう、チェックした？ 秋田県最低賃金

令和3年10月1日～

1時間あたり（30円引き上げられ）

822円に!

秋田県最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、労使合意の上であったとしても、最低賃金額以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。

詳しくは秋田労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署までご照会ください。

【お問い合わせ先】

秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266

年金生活者支援給付金制度を知っていますか？

年金生活者支援給付金の手続きを日本年金機構（年金事務所）が実施します。

年金生活者支援給付金とは？

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもの。

- 対 象 者
- ①老齢基礎年金を受給している方（要件をすべて満たしている方）
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他の所得額の合計が約881,200円以下である
 - ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ・前年の所得額が約4,721,000円+扶養親族の数×38万円以下である

- 請求手続き
- 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求書（ハガキ型）を送付します。
 - 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所又は市区町村で請求手続きをしてください。

【お問い合わせ先】 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

藤里町町民課 ☎79-2113